

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現するため、自動車公害の防止、廃棄物・リサイクル対策の推進、大気環境・水環境・地盤環境の保全、騒音・振動の防止、環境保健対策等の推進を図った。

第1節 自動車公害の防止

第1 自動車排出ガス対策

①大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画の推進

(自動車単体規制の実施)

■自動車排出ガス長期目標の早期実施

中央公害対策審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(平成元年12月)に基づく自動車排出ガス規制の長期目標については、車両総重量12t未満のディーゼル車が平成8年1月に平成9、10年規制として告示されたが、12tを超えるディーゼル車についても早期に告示されるよう国に要望し、平成9年3月に平成11年規制として告示された。

■車両の点検・整備の促進

排出ガス低減装置の性能低下をきたすことのないよう定期点検整備促進運動等の啓発活動、自動車排出ガス等街頭検査などの指導、取締を行った(2-11表)。

2-11表 自動車排出ガス街頭指導結果 (平成8年度)

区分 検査項目	検査数 (台)	適合数 (台)	道路交通法に基づく不適合車への措置		
			警告 (台)	整備通告 (台)	告知 (台)
一酸化炭素	3,136 (100%)	3,061 (97.6%)	59 (1.9%)	15 (0.5%)	1 (0.0%)
炭化水素	3,002 (100%)	2,996 (99.8%)	2 (0.1%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)
ディーゼル黒煙	158 (100%)	134 (84.8%)	20 (12.7%)	4 (2.5%)	0 (0.0%)

(技術診断)

車種	測定項目等	測定台数	適	否	適合率(%)
ディーゼル車	ディーゼル黒煙	25	24	1	96.0

(注) 排出ガス測定結果の適否は、自動車排出ガス規制の使用過程車に対する許容限度の適否である。

■最新規制適合車への転換促進

最新規制適合車への転換が促進されるよう、低公害車購入資金特別融資制度を運用し、37件（41台）に対して融資を行った。

（車種規制の実施等）

■車種規制の適正かつ確実な実施

車種規制が適正かつ確実に実施されるよう周知するとともに、代替が円滑に進むよう低公害車購入資金特別融資制度を運用し、融資を行った。

■特定地域外からの流入車に対する啓発

特定地域外からの流入車について、特定自動車排出基準適合車とするようパンフレット等を配付し、啓発を行った。

■ディーゼル乗用車対策

車種規制の対象外であるディーゼル乗用車について、使用者がNOx排出量のより少ないガソリン乗用車を選択するよう啓発を行った。

■公用車の特定自動車排出基準適合車への率先代替

公用車の特定自動車排出基準適合車への率先代替を図った。

（低公害車の普及促進）

■公用車への率先導入

民間への低公害車の普及促進を図るためには、官公庁における率先導入が重要との認識から、府公用車（出先機関中心）について、「大阪府低公害車導入指針」に基づき、天然ガス自動車（小型バンタイプ3台、トラックタイプ5台、大型バス1台、マイクロバス1台）を新たに導入した（2-12表）。



<天然ガス自動車（マイクロバス）>



<天然ガス自動車（大型バス）>

2-12表 低公害車導入状況

(平成9年3月31日現在)

車種別	導入先別	官公庁		民間 総数	合計
		総数	大阪府		
全車種		205	52	336	541
電気自動車		131	18	109	240
メタノール自動車		1	1	29	30
天然ガス自動車		64	32	193	257
ハイブリッド自動車		9	1	5	14

■民間事業者への助成・普及啓発

民間事業者への低公害車の普及を促進するため、(社)大阪府トラック協会が行う低公害車普及促進事業に対する助成(リース料の1/8)を行うとともに、民営バス事業者に対するハイブリッドバス等の導入について要請した。また、大阪低公害自動車コミュニティシステム事業推進協議会(LEVOC)の運営に要する分担金の拠出、運輸低公害車普及機構への出捐、我が国で初めて大阪で開催された電気自動車の開発に関する研究発表や情報交換の場である第13回国際電気自動車シンポジウムに対する支援として運営に要する分担金の拠出及び、大阪自動車公害対策推進会議、大阪府交通対策協議会と連携し、平成9年1月に「大阪交通環境フォーラム21」を開催し、低公害車を導入している民間事業者に感謝状の贈呈(81事業所129台)を行った。

■技術開発の促進

天然ガス自動車実用化調査の一環として、天然ガス自動車の路上走行試験を行い、実用性を評価した。

また、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の特定地域に該当する6都府県が共同で国に対し、電気自動車等の低公害車の技術開発の促進を要望した。

■燃料供給施設の整備

府域における燃料供給施設の整備として、(社)日本ガス協会の補助事業により、大阪府、摂津市、大阪ガス(株)が共同で北大阪流通業務団地充填所(平成8年4月)を開設した。また、大阪低公害自動車コミュニティシステム事業推進協議会と協同し、通商産業省の「エコ・ステーション2000計画事業」により、南港ポートタウンエコ・ステーション(平成8年10月)の整備に協力した。

また、構成メンバーとして参画している大阪低公害自動車コミュニティシステム事業推進協議会において、「大阪府下の天然ガススタンド整備のあり方について」(平成8年12月)をとりまとめた。

■低NOx車の普及促進

平成8年11月に京阪神の6府県市共同で「京阪神六府県市低NOx車普及促進協議会」を設置し、従来エンジンの自動車の中でもよりNOx排出量の少ない自動車を「低NOx車」として指定し、その普及促進を図る「低NOx車指定制度」を創設した。平成8年度は、自動車メーカー11社の402型式の自動車を「低NOx車」として指定、公表し、ステッカーの貼付等により普及を図った。

〈京阪神六府県市低NOx車普及促進協議会指定低NOx車証〉



注) LNV=Low NOx Emission Vehicle
(窒素酸化物排出量の少ない車)

(物流対策)

■輸送効率の向上

貨物自動車の走行量の軽減を図るため、共同輸配送の推進、ジャストインタイムの見直しなどによる輸送効率の向上等の対策を関係機関と連携し事業者団体に対して呼びかけを行った。

また、多頻度小口輸送等による貨物自動車の走行量増加に対処するため、単独では物流対策を講ずることが困難な中小企業の事業協同組合等が実施する共同物流等による輸送効率の向上をテーマとしたシステム設計に対して助成した。

■物流拠点の整備

流通業務地区機能検討委員会において、東大阪・北大阪流通業務地区を対象として、現況を把握し、流通業態と地域整備の動向を踏まえて、流通業務地区の整備方向を取りまとめ、リニューアルの具体化に向けての検討を行った。

港湾物流の不要な都心部への流入を抑制するため、府営港湾の整備の一環として外内貿物流岸壁の整備を行った。

■適切な輸送機関の選択の促進

鉄道、海運の積極的活用を通じて適切な輸送機関の選択が図られるよう関係機関と連携し呼びかけを行った。

(人流対策)

■公共交通機関の整備及び利便性の向上

自家用乗用車から鉄道・モノレール等への旅客輸送の転換を図るため、公共交通機関の整備や利便性の向上などの人流対策を関係機関と連携を図りながら推進した。

片福連絡線については、関西高速鉄道(株)に出資して建設を支援し、平成9年3月8日に開業した。また、モノレールについてはインフラ等の整備を図った。

■自家用自動車の使用自粛

マイカーから公共交通機関への転換を喚起し、交通流の円滑化を図るため、自家用自動車による通勤・通学や業務用車両の持ち帰りの自粛など、自主規制により自動車利用を抑制する日として毎月20日を「ノーマイカーデー」として定めている。同運動の普及啓発を図るため、ラジオスポット放送の実施や、ポスター・リーフレットの配付、横断幕・懸垂幕の掲出等を行うとともに効果把握のための交通量調査を実施した。

また、車社会問題に対する府民・事業者・行政の共通認識を醸成し、大阪の交通環境の改善を図るため、「大阪交通環境フォーラム21」を開催し、低公害車導入事業所への顕彰、基調講演、パネルディスカッションを実施した。

■歩道・自転車道・駐輪場の整備

国道307号ほかにおいて歩道の設置を行うとともに、「北河内自転車道」（大規模自転車道）の整備を行った。

また、街の美観を損ねるだけでなく、歩行者の安全な通行を阻害し、駅前広場の機能を低下させている自転車の放置を解消するため、市町村が行う自転車駐輪場整備に対する助成制度を運用した。平成8年度は実績はなかった。

（交通流対策）

■交通の分散化や道路機能の分化の促進

国道309号〔水越トンネル〕（トンネル延長2,370m）、主要府道大阪高槻京都線（延長2,300m）を平成9年3月にそれぞれ供用開始し、交通流の分散化を図った。

交通流の円滑化を図るため、慢性的な渋滞を起こしている交差点の立体交差化を行っており、平成8年度は大阪高石線と大堀塚線が交わる北花田交差点において立体交差化を行ったほか、右折レーンの設置等の交差点改良を行い、渋滞の緩和を図った。

■駐車対策の推進

21世紀初頭には市街地における違法駐車を概ね解消することを目標とした「大阪府駐車場整備マスタープラン」に基づき、吹田市の江坂、東大阪市の新石切、豊中市の服部緑地に駐車場を整備したほか、市町村が整備する駐車場に対する補助や民間駐車場に対する助成を行ってきた。

また、駐車場の位置や満空情報をドライバーに提供し、道路交通の円滑化を図る、駐車場案内システムの整備を促進し、堺市において平成9年4月供用開始のための工事を行うとともに、高槻市、枚方市において実施設計を行った。

一方、違法駐車のない“安全で住みよい街づくり”を実現するため、自治体に対して、駐車場の整備をはじめ違法駐車防止条例の制定を働き掛けるとともに、住民主導による自主活動を促進する一方、交差点内駐車、二重駐車等の悪質違反に重点指向した違法駐車の取締りを強化するなど、府民、自治体及び警察が一体となった総合駐車対策を推進した。

■交通渋滞の解消

安全かつ円滑な交通流を確保し、交通渋滞の解消を図るため、集中制御エリアの拡大、単独信号機の系統化及びバスID感知器の設置等を実施した。

■交通管制システムの整備

交通の管理及び制御を効果的に行うため、交通流の変化に応じた信号運用を行うとともに、信号機の集中制御化、系統化等を推進するなど、制御機能の向上及び交通管制システムの高度化を図った。

■交通情報提供施設の整備

過密化、混合化の進む道路交通に対応し、交通渋滞・規制情報等をドライバーに対しリアルタイムに提供して、適正な交通流・量の配分、誘導を行うとともに、環境に優しい安全で円滑な車社会を実現するため、交通情報板、旅行時間計測装置及び車両感知器（光センサー）等の交通情報収集・提供装置の整備を図った。

■道路案内標識の整備

国道170号等において、案内標識の設置及び交差点付近における「予告」、「案内」、「確認」の標識の設置を行った。

（局地汚染対策）

■道路交通対策の検討

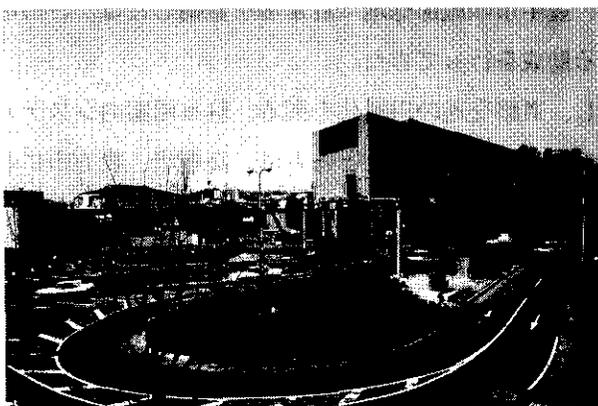
二酸化窒素濃度の高い交差点等における当該地域の実情に応じた沿道環境改善方策の導入を図るため、交通量、道路周辺状況などを考慮し、有効な対策メニューについての検討を行った。

■土壌による大気直接浄化手法等の検討

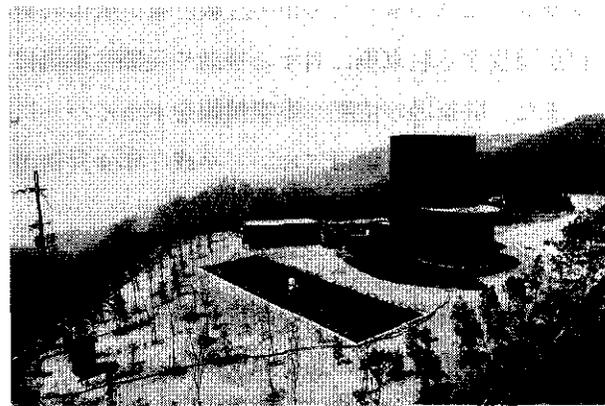
大気汚染濃度が高い交差点等の道路沿道における大気の大気直接浄化手法の実証調査として「土壌を用いた大気浄化システム」のこれまでの実験プラント（東大阪市荒本北：府道大阪中央環状線）での成果を踏まえ、より実用に近い規模でのシステムの性能、運転管理手法及び経済性等の評価についての調査を実施するために実用化プラントを設置（吹田市泉町：国道479号、東大阪市山手町：第二阪奈道路中央換気塔）した。

また、「光触媒によるNOx浄化建材の実用化調査」を国道43号沿道の西淀川区出来島で実施した。

<土壌脱硝施設>



<吹田市泉町：国道479号>



<東大阪市山手町：第二阪奈道路中央換気塔>

（普及啓発）

■ノーマイカーデーの実施

ノーマイカーデー運動の普及啓発を図るため、ラジオスポット放送の実施や、ポスター・チラシの配布、横断幕・懸垂幕の掲出等を行うとともに、効果把握のための交通量調査を実施した。

■大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発

「大阪自動車公害対策推進会議」を運営し、ポスター、リーフレットの作成及び掲示・配付等により、不要なアイドリングの停止や自動車使用の合理化、ノーマイカーデー運動などに対する府民・事業者の理解と協力を呼びかけた。

■エコ・エナジーOSAKAの開催

「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマに、電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の展示・試乗を中心としたフェアや、高校・専修学校の生徒達によるソーラーカーレース等で構成される啓発イベントを平成5年度から行っており、平成8年度は9月に吹田市万博記念公園において1万2千人の参加を得、開催した。

(計画の進行管理)

■大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営

大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）の進行管理を「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」幹事会で行った。また、府民代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画進行管理検討委員会」において諸施策をより実効性のあるものとするため検討を行った。さらに、総量削減計画について、事業者や府民一人ひとりの理解と協力を求めるため、広報用パンフレットを作成・配付した。

■排出量の把握等

特定地域における窒素酸化物排出量の把握を行った。

この結果、平成2年度においては特定地域における窒素酸化物排出量は57,460トン（うち自動車31,380トン）であったが、平成6年（暦年）においては52,690トン（同27,950トン）であった。

②浮遊粒子状物質等対策

■単体規制の実施

窒素酸化物の低減対策が浮遊粒子状物質の低減にも寄与することから、中央公害対策審議会答申（平成元年12月）に基づく長期目標については、車両総重量12tを超えるディーゼル車についても早期に告示されるよう国に要望し、平成9年3月に平成11年規制として告示された。

■総量削減計画の推進

総量削減計画の推進は、NOxのみならず、浮遊粒子状物質の低減にも寄与するため、同計画を推進した。

③有害大気汚染物質対策

■有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法が改正され、有害大気汚染物質について総合的な対策が講じられることとなったが、これらの有害大気汚染物質のうちベンゼン等自動車からの寄与濃度が大きいと予想されるものについて、測定法についての検討を行うとともに、沿道における濃度レベルの把握を行った。

第2 自動車騒音対策

①発生源対策

■自動車騒音の大きさの許容限度の強化

中央環境審議会答申（「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策）」平成7年2月）等に基づく自動車騒音の大きさの許容限度の強化が早期に実施されるよう国に要望した。

■車両検査、点検整備の徹底

整備不良車（消音器等の装置整備不良、ばい煙等の発散防止装置整備不良等）の運転、過積載及び著しい速度超過違反等に対する取締を実施し、取締件数は14万3千件であった。

■低公害車の普及促進

府公用車への低公害車の率先導入を図るとともに、民間事業者への助成や普及啓発、技術開発の促進への働きかけ等により、電気自動車をはじめとする低公害車の普及促進を図った。

②交通流対策

■生活ゾーン規制による通過交通の排除

生活の場である住居地域における交通の安全と静穏な生活環境を確保するため、大型自動車通行禁止、歩行者専用道路、一方通行等の交通規制を実施した（2-13表）。

■速度規制

交通の安全と円滑の調和に配慮し、最高速度、進路変更禁止、進行方向別通行区分等各種の交通規制を総合的に組み合わせて実施した（2-13表）。

■大型車規制

大型車の走行による騒音、振動に関する交通公害対策として、住区内道路等における大型車通行禁止等の規制を実施した（2-13表）。

2-13表 主要交通規制の実施状況

（平成9年3月31日現在）

区 分		計		大 阪 市 域		大 阪 府 域 （大阪市域を除く）	
		区 間	延長（km）	区 間	延長（km）	区 間	延長（km）
車 両 通 行 禁 止	歩行者用道路	(18) 4,966	857.6	(16) 2,535	387.7	(2) 2,431	469.9
	広車幅等 通 行 禁 止	(24) 5,543	2,442.9	(16) 2,288	799.8	(8) 3,255	1,643.1
一 方 通 行		11,512	2,576.3	5,866	1,421.3	5,646	1,155.0
駐（停）車禁止		(134) 10,278	7,595.8	(70) 4,007	2,922.8	(64) 6,271	4,673.0
一 時 停 止		か所 62,469	方向 77,482	か所 19,610	方向 24,024	か所 42,859	方向 53,458
最 高 速 度	40～80km/h	2,247	3,242.6	723	857.3	1,524	2,385.3
	20～30km/h	(50) 10,827	6,128.5	(17) 3,770	1,985.6	(33) 7,057	4,142.9
バス専用レーン等		92	132.4	73	113.8	19	19.1
自転車歩道通行可		2,311	2,602.8	885	821.1	1,426	1,781.7
追越しのための右側部分 はみ出し通行禁止		1,779	2,172.5	454	349.9	1,325	1,822.6

（注）（ ）は、地域規制を外数で示す。

③道路構造対策等

■遮音壁・築堤の設置

立体交差部及び高架橋部を中心に、遮音壁を国道170号（140m）、国道176号（1,261m）等において設置した（2-14表）。

2-14表 道路における遮音壁の設置状況

（平成9年3月31日現在）

設置者	道路名	遮音壁の設置延長	設置者	道路名	遮音壁の設置延長
阪神高速道路公団	大阪池田線	37.6km	国	国道1号	6.0km
	大阪守口線	22.5		国道26号	14.3
	森小路線	3.6		国道43号	13.2
	大阪堺線	28.1		国道163号	0.6
	西大阪線	4.5	府	国道170号（大阪外環状線）	8.5
	大阪東大阪線	34.3	◎	国道176号	9.2
	湾岸線	51.6	○	国道309号	3.9
	大阪松原線	28.8	○	国道423号	5.0
	大阪西宮線	18.1	○	国道479号（大阪内環状線）	3.0
	大阪港線	20.2	府	国道481号	0.7
	淀川左岸線	0.1		大阪中央環状線	8.6
計	249.4	大阪高槻京都線（十三高槻線）		3.6	
日本道路公団	名神高速道路	50.4		茨木寝屋川線	1.8
	中国縦貫自動車道	8.3		八尾茨木線（千里丘寝屋川線）	1.5
	近畿自動車道	33.5		大阪高石線（常磐浜寺線）	1.8
	西名阪自動車道	12.1		堺狭山線（下石津泉ヶ丘線）	0.3
	阪和自動車道	26.7		泉大津美原線（松原泉大津線）	12.6
	関西空港自動車道	13.2		大阪臨海線	1.7
	計	144.2		岸和田牛滝山貝塚線（磯之上山直線）	1.0
		その他15路線	10.2		
		計	104.2		
		合計	497.8		

（注） 遮音壁の設置延長は延べ延長である。

◎：国・府・大阪市

○：府・大阪市

■路面の改良（低騒音舗装の敷設、路面の補修）

特に、4車線以上の道路で夜間要請限度を超える箇所（国道479号、（吹田市）等）において排水性舗装等を実施し、交通騒音の低減化を図った。

■植樹帯の設置

騒音を緩和するために、道路の街路樹を増植するとともに、樹木の管理を行った。

■高架等の構造の改善（連続桁の採用、既設桁の連結等）

高架等における桁を連結したり連続桁を採用することにより、振動・騒音を軽減し、良好な交通の走行性に努めた。

■沿道環境対策の検討・取りまとめ

府域の良好な沿道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進することを目的として、平成8年4月に関係機関により「大阪府道路環境対策連絡会議（会長：建設省近畿地方建設局大阪国道工事事務所長）」が設置された。同会議において、沿道環境の改善を図るための対策について検討を重ね、自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策を中心とした「大阪府域の沿道環境対策について」を平成9年3月に取りまとめた。

■自動車騒音低減実施対策マニュアルの作成

自動車騒音低減対策の低減効果や対策事例及び対策の推進体制などを取りまとめた自動車騒音低減実施対策マニュアルを作成した。